

<変更後交付申請額 積算根拠>

簡易型止水板			
購入費（部材費含む。） ※税抜き		千円未満切捨て	
	円	× 1/2 =	円 …A1
上限金額			
100,000 円 …B1			

※ 設置工事及び配送に要する費用は、補助の対象になりません。

A1とB1を比較して、低い方の金額をC1とする

A1とB1の低い方の金額	C1		円
--------------	----	--	---

変更後設置内容	変更後交付申請額		
簡易型止水板			
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px; height: 20px;"></td></tr> </table> (製品の高さ) c m		<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px; height: 20px;"></td></tr> </table> 円 =C1	

簡易型止水板の要件

※ 次の要件を全て満たしていることを確認してください。

- 市販品であるもの
- 未使用品であるもの
- 金属製、樹脂製の浸水に耐え得る材質であるもの
- 取外し又は移動が可能であるもの
- 繰り返しの使用が可能であるもの
- 高さが50cm以上であるもの
- L字型・自動ドア前用など形状は問わない。

添付資料（変更があるもの）

- (1) 建築物の配置図等に簡易型止水板の設置予定箇所を示した図面（設置予定場所の写真等）
- (2) 簡易型止水板の仕様分かる書類（カタログ、ウェブサイト画面等）
- (3) 見積書等の写し（カタログ、ウェブサイト画面等の金額を確認できるものでも可）
- (4) 本人確認書類（顔写真のある本人確認書類（運転免許証、パスポート等）の場合は1点、顔写真のない官公署等から発行された本人確認書類の場合は2点）の写し
- (5) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類